

令和9年度

産油・産ガス国事業環境整備事業のうち
基盤整備事業に関する公募要領

令和8年7月

一般財団法人 JCCP 国際石油・ガス・持続可能エネルギー協力機関

一般財団法人 JCCP 国際石油・ガス・持続可能エネルギー協力機関(以下『JCCP』という。)は、我が国の石油・ガス安定供給の確保に資すること、並びに石油元売りがアジア等への将来のビジネス進出・展開を支援することを目的に、産油・産ガス国のニーズ・課題に応じて、我が国法人からの事業提案を募り、その参加を得て、JCCP と産油・産ガス国との長年にわたるノウハウや人脈を基に、相手国カウンターパートとの円滑な運営に努め、技術協力事業を実施しております。特に昨今のホルムズ海峡封鎖など緊迫化する中東情勢を背景に、レジリエンス(有事対応)の強化や AZEC 地域におけるサプライチェーン・エネルギー源の多様化といったパワーアジア推進に資する視点も考慮する。

今般、令和 9 年度産油・産ガス国事業環境整備事業のうち基盤整備事業(以下『本事業』という。)に関する一般公募を行います。本事業への参加を希望される国内民間法人等は、本要領に従って事業提案書等の提出をお願いします。

本事業は、参加を希望する国内民間法人等からの提案を受け、JCCP と提案者で内容を検討、協議した後、JCCP が事業計画としてとりまとめ、経済産業省・資源エネルギー庁が実施する令和 9 年度「産油国石油精製技術等対策事業費補助金(石油天然ガス権益・安定供給の確保に向けた資源国との関係強化支援事業のうち産油・産ガス国産業協力等事業に係るもの)」(予定)に応募し、経済産業大臣から令和 9 年度の補助金交付を受けて実施するものです。

事業が採択された国内民間法人等は、基礎調査事業については JCCP 委嘱者として、支援化確認事業およびアジア等海外ビジネス展開支援事業、共同事業については、JCCP と『参加契約』を締結した上で本事業に参加して頂くことになります。

なお JCCP が実施する本公募は、令和 9 年度国家予算が成立し、JCCP が国から補助金の交付を受けて事業を実施することを前提に募集の手続を行うものであること、また国の補助金交付条件によっては、制度の変更等があることをご理解いただいた上で応募願います。

今後のスケジュール

- ・10 月 1 日(木)： 本事業の募集
- ・11 月 17 日(火)： 共同事業募集締切り
- ・11 月 18 日(水)～翌年 1 月 15 日(金)： 共同事業の提案内容の検討、提案者へのヒアリング・協議
- ・12 月 15 日(火)： 共同事業以外の本事業（基礎調査事業、支援化確認事業およびアジア等海外ビジネス展開支援事業）の募集締切り
- ・12 月 16 日(水)～翌年 1 月 22 日(金)： 共同事業以外の提案内容の検討、提案者へのヒアリング・協議
- ・令和 9 年 2-3 月： 全ての事業に関し、事業検討分科会にて採択案を策定、『理事会』等にて審議を経た後、実施事業(案)の選考結果を提案者に通知
- ・令和 9 年 4 月： JCCP に対する補助金交付決定後、事業が採択された提案者は JCCP との間で参加契約書を締結して事業を開始

基礎調査事業および支援化確認事業については、上記スケジュールをもって令和 9 年度案件を採択するが、今回の募集以降令和 9 年度期中を含み随時応募を受け、内容によっては採択することがある。

産油・産ガス国事業環境整備事業のうち、
基盤整備事業に関する公募要領（定額補助、一部定率補助）

1. 目的

我が国の石油・ガス安定供給の確保に資すること、また石油元売りがアジア等への将来のビジネス進出・展開を目指す事案を対象として、相手国の政府関係機関または石油会社等(以下『相手国カウンターパート』と言う。)のニーズに応じて、石油・ガス関連産業のダウンストリーム分野における精製施設や物流施設等の操業改善、高度化や環境対策等への対応能力の向上または地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの実質的な排出量ゼロ(カーボンニュートラル)を実現する新燃料を含む脱炭素技術、持続可能エネルギーの実現に向けた活動または共同研究等に我が国の優れた技術を移転等することにより、産油・産ガス国における我が国のプレゼンスの増大、産油・産ガス国との関係強化を達成し、あわせて、海外進出や直接投資等が促進できる事業環境基盤の整備を支援し、将来の国内民間法人等の相手国へのビジネス進出、展開に資することを目的とします。

2. 基本方針

- 1) 事業対象国の選定に当たっては、『JCCP 事業対象国及びカテゴリー』の優先国を原則とし、事業を実施することにより、対象国石油政策関係機関等の我が国に対する認知および評価を高めることとします。
- 2) 事業実施に当たっては、事業対象国のニーズと我が国のシーズとのマッチングを的確に図りつつ、我が国石油関係民間法人等の強み(石油精製技術のみならず、メンテナンス、品質管理、環境、省エネ、物流、カーボンニュートラル、持続可能エネルギー等の周辺技術)を活かしたものとします。
- 3) 参加する国内民間法人等は、当該事業に参加することに対する、明確な参画意図や戦略を有することを事業参加の条件とします。

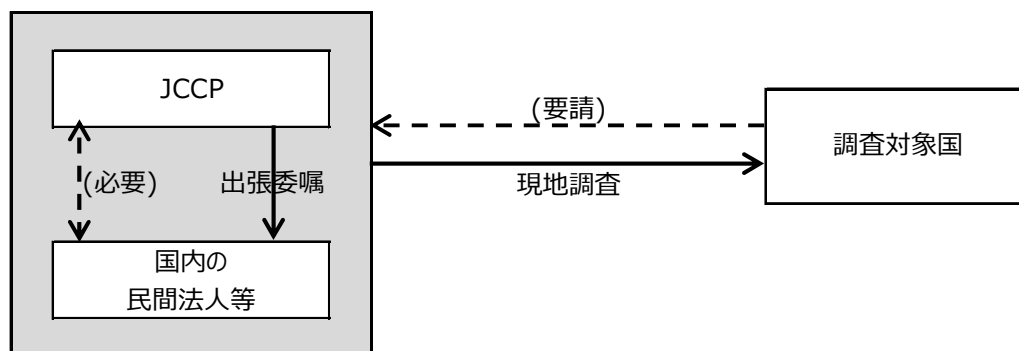
3. 募集概要

1) 募集事業の内容

JCCP の上記目的や基本方針に即し、国内民間法人等と共に実施することで成果が上がると思われる事業について、JCCP が示す事業方針に基づき、具体的な事業を提案し、協働で取り組んでいただける国内民間法人等を提案事業とともに募集し、JCCP と国内民間法人等は事業の企画から実施まで協働で進めていきます。

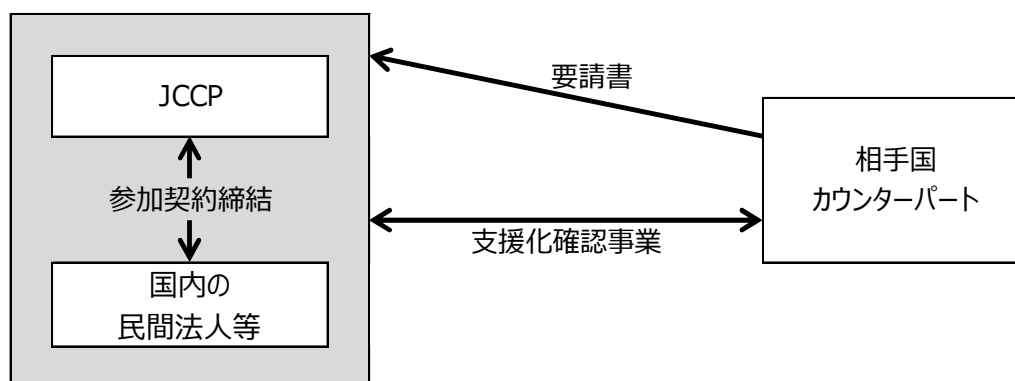
① 基礎調査事業

相手国カウンターパートからの要請または JCCP や国内の民間法人等の必要に応じて、産油・産ガス国の石油・ガス・カーボンニュートラル関連産業の基盤整備または低炭素社会実現支援及び共同研究等に向けて、任意時期に JCCP 委嘱制度を用いた約 1 週間程度の現地調査によって、相手国カウンターパートの顕在化した要望や課題、潜在的な課題を探索して、我が国が保有する技術や知見等との適合性を勘案して、支援化確認事業あるいは共同事業への移行の可否を検討、確認するものです。



② 支援化確認事業

相手国カウンターパートの要請に基づいて提案された実施検討事業の達成目標(実施内容、実施体制、スケジュール、費用等のプロジェクトスコープ)に関して、共同事業として成り立つ可否かを相手国カウンターパートと共同で検討する単年度の事業です。共同事業開始に際し、JCCP と相手国カウンターパートとの間で締結する共同事業実施協定書(MOA)の準備も並行して行うものです。採択された場合には国内民間法人等は、JCCP と『参加契約』を締結した上で本事業に参加して頂くことになります。

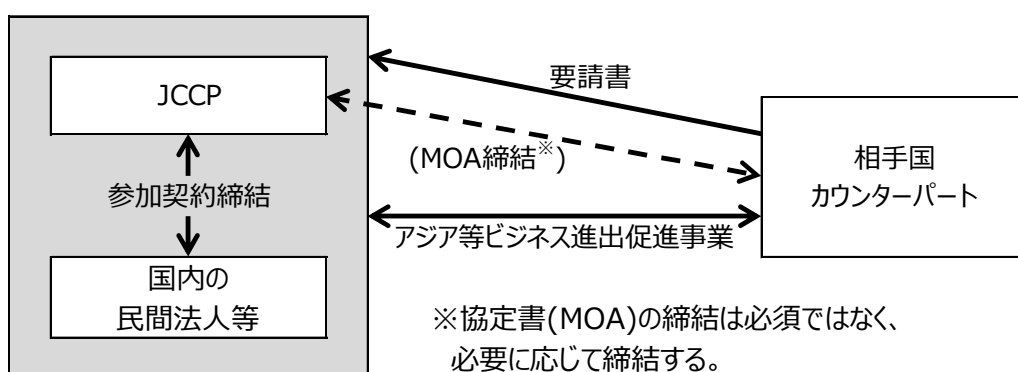


③ アジア等海外ビジネス展開支援事業

相手国カウンターパートからの要請を受けて、JCCP と相手国カウンターパートとの間で単年度あるいは複数年度の共同事業実施の協定書(MOA)を締結して実施する事業です。ただし、事業内容や相手国カウンターパートの対応、または協定書(MOA)の締結に時間を要する場合には、協定書(MOA)の締結は必須としません。

本事業は、石油元売り会社のアジアでの事業展開を支援することをその目的としていますが、他の業種、他地域での事業展開を募集対象から除外するものではありません。

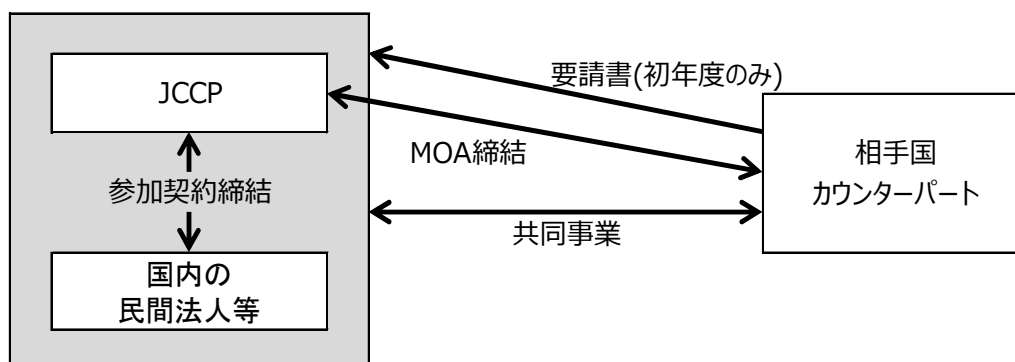
採択された場合には国内民間法人等は、JCCP と単年度毎の『参加契約』を締結した上で本事業に参加して頂くことになります。



④ 共同事業

基礎調査事業や支援化確認事業等に基づいて、相手国カウンターパートからの要請を受けて、JCCP と相手国カウンターパートとの間で単年度あるいは複数年度の共同事業実施の協定書(MOA)を締結して実施する事業です。申請案件が近い将来にビジネス化が見込める事業については、ビジネス化支援案件にあたるかに関して JCCP と申請者が協議して決定します。

MOA の締結期間にかかわらず、国内の民間法人等は、JCCP が公募する共同事業に単年度毎に応募し、採択された場合には JCCP と単年度毎の『参加契約』を締結した上で本事業に参加して頂くことになります。



2)事業対象費用の扱い

JCCP は以下の通り費用を負担いたします。

① 基礎調査事業

JCCP の旅費規程に基づき、旅費、宿泊等を負担いたします。(JCCP より出張を委嘱します)

② 支援化確認事業

事業に係る人件費、旅費、機械装置の購入費、材料費、物品費および必要な諸経費を『事務取扱の手引』等 JCCP の規程に基づいて JCCP が負担いたします。

③ アジア等海外ビジネス展開支援事業

事業に係る人件費、旅費、機械装置の購入費、材料費、物品費および必要な諸経費を『事務取扱の手引』等 JCCP の規程に基づいて JCCP が負担いたします。

④ 共同事業

事業に係る人件費、旅費、機械装置の購入費、材料費、物品費および必要な諸経費を『事務取扱の手引』等 JCCP の規程に基づいて JCCP が負担いたします。

なお、近い将来にビジネス化が見込める事業については、共同事業中のビジネス化支援事業として事業に係る人件費、旅費、機械装置の購入費、材料費、物品費および必要な諸経費を『事務取扱の手引』等 JCCP の規程に基づいて、その定率(2/3)を補助いたします。

3)事業期間

基礎調査事業は、JCCP が委嘱する期間(概ね 1 週間程度)

支援化確認事業・アジア等海外ビジネス展開支援事業は令和 9 年 4 月以降の参加契約締結日から令和 10 年 3 月 15 日(水)(単年度契約)。

共同事業については、JCCP と相手国カウンターパートの MOA における契約期間が複数年にわたる事業の場合であっても、単年度毎の参加契約とします。ある年度の参加契約を締結しても、次年度以降の事業の実施を保証するものではありません。

4. 事業の公募について

1)提案者の応募資格

提案者は次の要件を満たしていることが必要です。

- ①我が国に活動拠点を置く我が国の民間法人等であって、対象事業を実施する者であること。

- ②JCCP の事業目的を十分に理解し、事業実施提案対象国との繋がりを有すること、または今後の繋がりを希望していること。
- ③事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤および法令遵守や機密保持に係る適切な管理能力、必要な技術、知識、経験を有し、かつ、経理その他の事務について適切な管理体制および処理能力を有していること。
- ④事業遂行に必要な技術または関連技術についての実績を有し、かつ、事業目標の達成および調査計画の遂行に必要な組織、人員等を有していること。
- ⑤政府関係機関等からの補助金交付等の停止および契約に係る指名停止等の処分を受けていないこと。
- ⑥補助金適正化法、経済産業省の補助金交付要綱や JCCP の各種規程等を遵守できること。
- ⑦反社会的勢力に属さず、反社会的勢力が経営に実質的に関与していない民間法人等であること。

2)提案内容の範囲と具備すべき要件

①提案の内容と範囲

『3. 1)募集事業の内容』に示した各事業のうち応募する事業について具体的な事業テーマを掲げ、その範囲において提案してください。応募内容の実施に複数年(2～3 か年程度)を要する場合には、全期間にわたる計画を示したうえで、令和9年度の実施内容については、詳細に提案書に記述してください。

尚、提案内容等に関する協議や調整をお願いすることがありますので予めご了承ください。

②具備すべき要件

『2. 基本方針』に記された内容を踏まえるほか、事業目的を達成するという観点から、特に以下の要件を満たすことが必要です。

- ・相手国カウンターパートからの事業実施要請に基づいた事業であること。(基礎調査事業以外では要請書は必須の要件です。)
- ・我が国が有する先端技術や知見等の現地への技術移転等によって相手国カウンターパートの事業環境基盤の整備または脱炭素社会実現支援に繋がるような内容であること。
- ・更には、それが我が国と産油・産ガス国等との友好協力関係を象徴するようなものであり、加えて事業終了後も得られた成果が現地だけでなく、周辺産油・産ガス国においても発展的に普及浸透していくような事業が望ましい。

③共同提案

複数の民間法人等が共同で提案するときは、それぞれの明確な責任と役割を示したうえで、全体の意志決定、運営管理等に責任をもつ共同提案の代表者を定め、その者が応募書類を提出すること。

3)公募期間

①公募開始日： 令和 8 年 10 月 1 日(木)

②公募締切日： 事業別に以下のとおり。

基盤整備事業	公募締切り
基礎調査事業	令和 8 年 12 月 15 日 (火)
アジア等海外ビジネス展開支援事業	
支援化確認事業	
共同事業	令和 8 年 11 月 17 日 (火)

※特別な事由があると JCCP が認めた場合には、公募締切日以降でも提案を受理する場合があります。

4)応募書類とその提出先

①応募書類

応募書類は以下に示す一覧表に従って提出してください。

基盤整備事業	提出書類(*1)
基礎調査事業	応募申請書 実施計画書 事業概要説明書 委嘱出張者経歴書
支援化確認事業	応募申請書 実施計画書 事業実施要請書(*2) 事業概要説明書
アジア等ビジネス 展開支援事業	応募申請書 実施計画書 事業実施要請書(*2) 事業概要説明書 相手国カウンターパートの貢献予定額(*3)
共同事業 (含むビジネス化 支援事業)	応募申請書 実施計画書 事業実施要請書(*2 共同事業初年度のみ) 事業概要説明書 相手国カウンターパートの貢献予定額(*3)

(*1)所定様式により提出してください。

(*2)令和 9 年度から新規に事業を提案する場合は、相手国カウンターパートから事業実施要請書を提出してください。

(*3)共同事業を実施する場合およびアジア等海外ビジネス展開支援事業で相手国カウンターパートと MOA を締結する場合には、相手国カウンターパート貢献額が必要です。応募書類等と一緒に相手国カウンターパートの貢献予定額を提出してください。

②応募様式のご請求

メールまたは電話にて以下の「問い合わせ先」までご連絡下さい。『令和 9 年度基盤整備事業応募様式の請求』とお伝えいただくとスムーズです。

問い合わせ先： 〒170-6058

東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60 ビル 58 階

一般財団法人 JCCP 国際石油・ガス・持続可能エネルギー協力機関

技術協力部 大家・田口

電話：03-5396-8021 E-mail: kiban-09@jccp.or.jp

③応募書類の提出

電子媒体（PDF）を、上記「問い合わせ先」までメールにてご提出ください。

5)実施事業(案)の選考

①選考の方法

公募締切り後、提案事業に対してヒアリングを実施します。ヒアリングにて追加資料の提出を求める場合があります。選考は原則として外部の有識者で構成する『事業検討分科会』にて採択案を策定、『理事会』等にて審議を経た後、JCCP として実施事業(案)とします。

②選考の基準

提案事業内容について以下を勘案して選考します。

- ・ JCCP 事業としての、対象国、相手国カウンターパート、事業テーマが妥当か。
- ・ 相手国カウンターパートからの要請書、依頼文等を入手しているか。(基礎調査事業では必須の要件としない。)
- ・ 相手国のニーズが高く、日本の技術協力の評価に繋がるか。
- ・ 国内民間法人等の戦略等に沿ったものであるか。
- ・ 事業の効果が大きく、日本の技術協力の評価に繋がるか。
- ・ 実施計画の内容、日本側および相手国カウンターパートの体制、制約条件、安全面に問題はないか。

- ・事業内容に対する事業費は妥当か。

6)その他

① 結果の通知

後日、提案者に対して選考結果を書面により通知します。

② 実施事業(案)に採択された場合の留意点

事業計画、事業予算等の見直しを条件として採択する場合があります。見直しの要請を受けた場合は、速やかに対応をお願いします。

③ 実施事業(案)に採択された後の諸手続等について

経済産業省・資源エネルギー庁が公募する令和 9 年度「産油国石油精製技術等対策事業費補助金(石油天然ガス権益・安定供給の確保に向けた資源国との関係強化支援事業のうち産油・産ガス国産業協力等事業に係るもの)」(予定)の一般公募へ JCCP が応募して、補助金交付決定後、令和 9 年 4 月以降に提案法人等と参加契約書を締結して事業を開始します。基礎調査事業については、JCCP から提案者に出張委嘱して、実施することになります。

④ 事業費の支払等について

事業費の支払は、原則として JCCP による令和 10 年 3 月に実施する確定検査を経た後に精算払いします。但し、参加法人等からの申請があり、JCCP が必要を認めた場合には、概算払いも可能ですのでご相談ください。

基礎調査事業については、JCCP 旅費規程に基づき、出張後速やかに旅費を支払います。

尚、予算執行上、すべての支出には領収書等の証明書が必要となります。また、支出額、支出内容の適性について、事業費支払に際して厳格に審査します。

参加法人には別途、『事務取扱の手引』を配布するとともに、必要に応じて合同若しくは個別説明会を実施いたしますので、当該手引きに沿って適正に運用してください。

以 上

【参考】JCCP 事業対象国およびカテゴリー

(令和 8 年度 4 月 1 日改訂)

カテゴリー	中東	アフリカ	アジア・大洋州	中南米	ロシア・NIS	計
優先国	<u>サウジアラビア</u> <u>アラブ首長国連邦</u> <u>カタール</u> クウェート <u>オマーン</u> イラク (イラン)		<u>インドネシア</u> <u>ベトナム</u> (ミャンマー) カンボジア <u>フィリピン</u>	メキシコ エクアドル <u>ペルー</u>	カザフスタン	16
優先国以外の対象国	バーレーン	エジプト ★リビア スーダン ナイジェリア ★ <u>モザンビーク</u>	<u>マレーシア</u> <u>パプアニューギニア</u> ★ <u>タイ</u> <u>インド</u> パキスタン ★ <u>バングラデシュ</u>	<u>ブラジル</u> コロンビア <u>アルゼンチン</u> <u>チリ</u>	(★ロシア) アゼルバイジャン ウズベキスタン トルクメニスタン	20
計	8	5	11	7	5	36

注： ★は準優先国扱い／()は内外情勢によって適宜見直し

下線を付した国は「GX を見据えた資源外交の指針（2023 年 6 月 資源エネルギー庁）」における化石燃料・CCS および 新燃料の分析対象国（16 か国）